

# 社会保険

# いばらき

# 3

人事異動の季節です。届出は正しく速やかに！

2016 March  
NO.452

- 国民年金保険料のお知らせ
- 傷病手当金・出産手当金の計算方法が平成28年4月から変わります
- 茨城事務センター・県内年金事務所からのお知らせ
- 茨城県年金受給者協会からのお知らせ



「五浦の海」(撮影・北茨城市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 人事異動の季節です

## 届出は正しく速やかに

### 従業員を採用したとき

#### ◎資格取得届

##### ●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（七十歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、七十五歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

##### ●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

##### ●提出期限

資格取得日から五日以内

##### ●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、一日の労働時間と一

カ月の勤務日数が一般社員のおおむね四分の三以上であれば被保険者となります。

なお、平成二十八年十月より、四分の三未満であっても被保険者が五百一人以上の事業所で週の所定労働時間が二十時間以上ある場合などの条件を満たした場合は被保険者となる改正が予定されています。

##### ●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合は、ご本人確認のうえ資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」を提出してください。

##### ●報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

##### ●被保険者住所欄

マイナンバーの導入に向け、新規に基礎年金番号を付番する際に住民票上の住所をもとに住民票コードを収録しています。

そのため、原則住民票上の住所を記入していただきますが、

①基礎年金番号をお持ちでない、または確認できない

②住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がある（現住所が住民票上の住所と異なる）

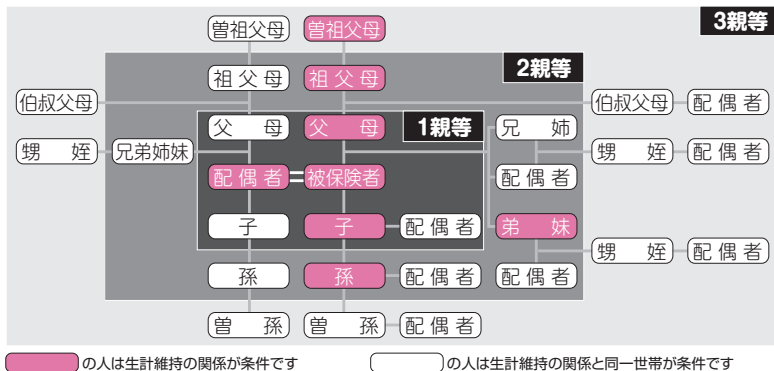
の両方に該当する場合は、被保険者住所欄に郵便物の届く住所を記入し、備考欄に住民票上の住所を記入してください。

### ◎被扶養者（異動）届

##### ●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添

図1 被扶養者になることができる続柄



●の人は生計維持の関係が条件です ○の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

図2

130万円 対象者の年収状況 認定	
同居の場合	対象者の年収 被保険者の年収
130万円未満	130万円未満
1/2未満	1/2未満
130万円以上	130万円以上
1/2未満	1/2未満
別居の場合	対象者の年収 被保険者の仕送額
130万円未満	130万円未満
仕送額未満	仕送額未満
130万円以上	130万円以上
仕送額以上	仕送額以上
130万円以上	130万円以上
仕送額未満	仕送額未満

認定を受ける時点の収入を年間に換算します。  
年金や失業等給付も対象となります。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

付して提出してください。

なお、被保険者が六十五歳未満で、二十歳以上六十歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第3号被保険者届（被扶養者（異動）届）の三枚目）を併せて提出して下さい。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が六十歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、外国籍の方の厚生年金保険資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

●留意事項

・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入して下さい。  
 ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証はカナ氏名で表示されます。

◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない七十歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に依りて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、七十歳以上の方を採用した場合、70歳以上被用者該当届を併せて提出してください。

従業員が転勤・退職したとき

◎資格喪失届

●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

●提出期限

資格喪失日から五日以内

●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の健康保険被保険者証を添付してください。（高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付を受けている場合には併せて添付してください）。紛失等により返納できない場合は、回収不能届・滅失届とともに提出をお願いします。

被扶養者が就職したとき

◎被扶養者（異動）届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者（異動）届に該当者の健康保険被保険者証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合にも被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

退職後、引き続き再雇用したとき

◎六十歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後一日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しているため被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

◎六十歳以上の方

六十歳以上の方が退職後に一日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいつたん中断したのとして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更します。

●留意事項

左記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください（その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者（異動）届」も提出してください）。

- ①就業規則、退職辞令の写し（退職日が確認できるものに限る）
- ②雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことがわかるものに限る）
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書（事業主印が押印されているものに限る）



# 国民年金保険料のお知らせ

## 平成27年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか？

保険料を納め忘れて未納のままにしまうと…

- 将来受ける年金額が減額になったり、年金が受けられない場合があります。
- 万一の事故などで障害者になったときの障害年金が受けられない場合があります。
- 一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられない場合があります。

**納め忘れている方は、4月中に納めましょう。**

## 平成28年4月分保険料から16,260円になります

国民年金保険料は、安心・便利な口座振替で！

保険料を当月末の口座振替にすると、早割制度で毎月50円お得になります。

### 口座振替のお申し込み方法

- 口座振替は、金融機関の窓口、または年金事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出の押印が必要です。
- 申込用紙は、一部金融機関・年金事務所の窓口に備え付けてあります。日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

## 学生で保険料の納付が困難な方は「学生納付特例制度」をご利用ください

～学生の子ども(20歳以上)を扶養されている方にお勧めください～

学生納付  
特例制度とは

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより  
保険料の納付が猶予されます。(学生証など、学生であることの証明が必要です)

### ポイント1

承認を受けた期間中に、万一の事故などで障害を負った場合には、  
障害基礎年金を受け取ることができます。

### ポイント2

承認を受けた期間は、年金を受けとるための資格期間に算入されますが、  
年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10  
年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになって  
います(これを「追納」といいます)。

追納をする場合の保険料額は、学生納付特例を受けた期間の翌年度  
から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受け  
た期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

# 傷病手当金・出産手当金の計算方法が 平成28年4月から変わります！

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、平成27年度に健康保険法改正が行われました。  
平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

## 傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法

平成28年3月31日までの支給金額

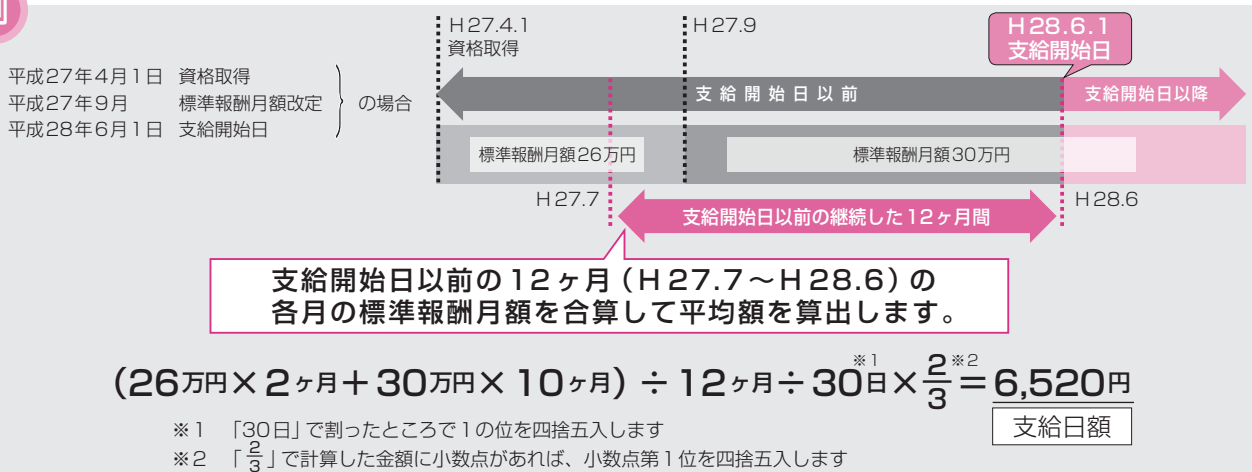
$$1日あたりの金額 \quad \text{【休んだ日の標準報酬月額】} \div 30日 \times \frac{2}{3}$$

平成28年4月1日からの支給金額

$$1日あたりの金額 \quad \left[ \text{支給開始日※以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30日 \times \frac{2}{3}$$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

例



支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は

- ・ 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
  - ・ 28万円 (当該年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

《お問い合わせ先：029-303-1582 (業務グループ)》

## 協会けんぽ茨城支部 平成28年度保険料率について

平成28年度の健康保険料率・介護保険料率は、平成27年度と同じ率に据え置かれます。

平成27年度	健康保険料率	9.92%	介護保険料率	1.58%
		据え置き	据え置き	
平成28年度	健康保険料率	9.92%	介護保険料率	1.58%

- ◆ 40歳から64歳までの方 (介護保険第2号被保険者) は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
  - ◆ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分 (4月納付分) から適用されます。また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。
  - ◆ 健康保険料率 (9.92%) の内訳は、基本保険料率 (6.25%) と特定保険料率 (3.67%) です。
- なお、平成28年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」のある改定となります

《お問い合わせ先：029-303-1580 (企画総務グループ)》

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/  
☎029-303-1500 (代表)

## 茨城事務センター・県内年金事務所からのお知らせ

**届書等のご提出は事務センターへの直送をお願いします！**

### 【事務センターへ直送するメリット】

- ・年金事務所でお預かりした届書等は、各都道府県に設置された事務センターで、届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。
- ・届書等を事務センターへ直送していただくことにより、事務処理が1日から2日程度早くなり、少しでも早くお客様のお手元へ健康保険被保険者証や通知書等のお届けが可能となります。

### 事務センターで取扱う届書等

- ・資格取得届、喪失届、被扶養者（異動）届、賞与支払届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、住所変更届ほか健康保険・厚生年金保険の適用に関する全ての届書
- ・届書用紙は日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）よりダウンロードすることができます。また、届書の記入例も掲載していますので、届書作成の際はご確認願います。

※健康保険・厚生年金保険の適用に関する届書等を郵送される際は、封筒に送付先の事務センター名と郵便番号（大口事業所個別番号）を記載するだけで、事務センターへ届きます。

適用関係届書の送付先

〒310-8570 日本年金機構 茨城事務センター  
管理・厚生年金適用グループ

会員  
募集

## 茨城県年金受給者協会連合会 からのお知らせ

私たちは、各種年金（厚生、国民、共済）受給者及び年金受給予定者による約1万3千人の会員で構成し、運営しております。会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、受給者協会では「年金に関する情報提供、スポーツ大会、広報紙発行、旅行、健康福祉講座」などを実施しております。

その他、各種会員割引サービスの充実を図り、皆さまの加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

<b>水戸地区年金受給者協会</b> <small>〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116</small>	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村
<b>県北地区年金受給者協会</b> <small>〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305</small>	日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村
<b>県南地区年金受給者協会</b> <small>〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 ☎029-843-1689</small>	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市（旧玉里村）、阿見町、河内町、利根町、美浦村
<b>県西地区年金受給者協会</b> <small>〒300-4503 筑西市宮後2158-9 ☎0296-52-6033</small>	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

(一社)全国年金受給者  
団体連合会 **茨城県年金受給者協会連合会**

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165